

## 越前町空き家等新規創業支援事業補助金交付要綱

平成29年7月6日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家等の有効活用を目的に、空き家等を利用して新規創業等を行うことで地域の活性化に寄与する事業者に対し、町が予算の範囲内で当該空き家等の取得及び改修等に必要な費用の一部を助成する越前町空き家等活用新規創業支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、越前町補助金等交付規則（平成17年越前町規則第31号。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 登録空き家等 空き家等のうち、越前町空き家情報バンク（越前町「空き家情報バンク」制度要綱（平成18年越前町告示第36号）第2条第3号の空き家情報バンクをいう。）に現に登録されている空き家等をいう。
- (3) 改修工事 空き家等を新規創業等に資する用途に改修するための工事をいう。
- (4) 耐震補強工事 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された空き家であって、所要の耐震機能を確保するための工事（上部構造の総合評点を1.0以上にするもの）をいう。
- (5) 所有者等 登録空き家等及びその土地に係る所有権又は売却若しくは賃貸する権利を有する者をいう。
- (6) 新規創業 事業を営んでいない個人又は法人が、町内において

て所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により事業を開始することをいう。

（7） 新事業展開 既に事業を営んでいる個人又は法人が、町内において所得税法第229条に規定する開業の届出により既存事業と異なる新たな事業を開始することをいう。

（8） 事業所等 新規創業又は新事業展開（以下「新規創業等」という。）を行うための拠点となる施設をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、登録空き家等を取得又は賃借し新規創業又は新事業展開を行う事業者であって、かつ、個人にあつては本人が、法人にあつてはその代表者が次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（1） 町税等を滞納していない者

（2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者

（3） 所有者等又は所有者等の3親等以内の親族でない者

（4） 開業にあたり許認可及び資格等が必要な場合は、当該資格等を取得し又は開業までに取得する見込みがある者

（5） 開業の日から起算して10年以上事業を行う見込みがある者

（6） 開業後、原則として週3日以上営業する者

（7） 補助金を過去に受けたことがない者

2 この告示によるもの以外の国又は地方公共団体等の事業による補助を受ける者は、補助金の交付を受けることができない。ただし、この告示による部分と他の事業による部分を明確に区分することができるときは、この限りでない。

（新規創業等の要件）

第4条 補助金の対象となる新規創業等は、小売業、飲食業、サービス業その他のこれらに類する事業であつて、次の各号のいずれにも該当

しないものとする。

- (1) 関係法令及び公序良俗に反するもの
- (2) 政治活動又は宗教活動に係るもの
- (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項に規定する風俗営業の許可を受けなければならないもの
- (4) その他町長が適当でないとしたもの  
(補助の対象となる費用)

第5条 補助金の交付の対象となる費用は、補助対象者が登録空き家等を事業所等とするために要する次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 改修工事に要する費用
- (2) 登録空き家等の取得に要する費用。ただし、前号の改修工事を行う場合に限る。

2 前項第1号の改修工事を行う場合においては、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 外装を改修する場合は、周囲との景観に配慮すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されている場合は、耐震診断を行うこと。耐震診断の結果、耐震性を有すると認められた場合は、耐震性を有することが確認できる書類（耐震診断結果報告書等）を提出すること。耐震性を有さない登録空き家等については耐震補強工事を行うこと。
- (3) 原則として、県内に事業所を有する法人又は県内に住所を有する個人事業者が行う工事であること。
- (4) 建築基準法及びその他の建築に関する法令の基準に適合していること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、登録空き家等の改修工事及び取得に要する費用の合計額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、その額が100万円

を超えるときは、100万円とする。

(交付申請)

第7条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、越前町空き家等新規創業支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業所等の位置図
  - (2) 改修等を行う空き家等の登記簿謄本の写し
  - (3) 事業計画書(様式第2号)
  - (4) 収支予算書(様式第3号)
  - (5) 誓約書(様式第4号)
  - (6) 所有者等の同意書(様式第5号)
  - (7) 申請者が個人の場合は住民票の写し、法人又はその他の団体の場合には定款及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又はこれらに準ずる書類
  - (8) 町税等の納税証明書
  - (9) 空き家等に係る売買契約書の写し又は賃貸契約書の写し
  - (10) 見積書等補助対象経費を確認できる書類の写し
  - (11) 改修工事等をする場合にあっては、改修工事等の内容の分かる図面及び改修工事等施工前の店舗等の内部及び外観の写真
  - (12) 新規創業等にあたり必要な許認可又は資格を受けたことを証する書類の写し
  - (13) 商工会意見書
  - (14) 耐震性を有することが確認できる書類(耐震診断結果報告書等)又は耐震改修誓約書(様式第6号)(旧耐震基準で建築された空き家の場合に限る)
  - (15) その他町長が必要と認める書類
- (交付申請書の受付期間)

第8条 交付申請書受付期間は、当該補助事業を実施する年度の11月末日(その日が日曜日又は土曜日(以下「休日等」という。))に当た

るときは、その日前で最も近い休日でない日とする) までとする。

(工事の完了期限)

第9条 申請者は、当該補助事業を実施する年度の2月末日までに工事を完了しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 町長は、第7条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る事項を審査その他必要な調査の上、その適否を決定し、適当と認めるときは、越前町空き家等新規創業支援事業補助金交付決定通知書(様式第7号)により、不適当と認めるときは越前町空き家等新規創業支援事業補助金不交付決定通知書(様式第8号)により速やかに申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定に当たり必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第11条 申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに越前町空き家等新規創業支援事業補助金変更承認申請書(様式第9号)に第7条各号に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更の申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査しその他必要な調査の上、その適否を決定し、越前町空き家等新規創業支援事業補助金変更承認通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助対象事業を辞退するときは、速やかに越前町空き家等新規創業支援事業補助金辞退届(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の規定による届出があったときは、第10条第1項の規定による補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第12条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに越前町空き家等

新規創業支援事業補助金完了実績報告書（様式第12号。以下「実績報告書」という。）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 請求書の写し
- （2） 領収書の写し
- （3） 工事部位の改修完了後の写真
- （4） 改修後の建物の使用権原を有することを証する書類（売買契約書、賃貸借契約書などの写し）
- （5） その他町長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定等）

第13条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、審査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に対して越前町空き家等新規創業支援事業補助金確定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

2 町長は前項の額の決定をする場合において、次に掲げる条件のほか、必要な条件を付するものとする。

（1） 工事完了後、10年間は建築物等の保守及び管理に努め、改築、改造等を行ってはならない。ただし、補助金等の全部を返還した場合、又は町長が特に承認した場合はこの限りでない。

（2） 前号の期間中、改修工事対象者は事業の継続状況等について、毎年度末に、越前町空き家等新規創業支援事業補助金経過報告書（様式第14号）により報告を行わなければならない。

（補助金の交付）

第14条 補助対象者は前条第1項の通知を受けたときは、速やかに越前町空き家等新規創業支援事業補助金交付請求書（様式第15号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の請求を受けた場合には、速やかに申請者に対して支払を行うこととする。

（交付の取消し）

第15条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第10条第1項の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) その他町長が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき。

2 町長は、前項の交付決定の取消しを行ったときは、越前町空き家等新規創業支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により交付決定の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、越前町空き家等新規創業支援事業補助金返還命令書（様式第17号）により、当該交付した補助金の返還を命じることができる。

2 前項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

（書類の保管）

第17条 申請者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

（個人情報の利用目的）

第18条 町長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

（委任）

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。